

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：令和5年5月23日（令和5年（行個）諮問第129号）

答申日：令和5年10月5日（令和5年度（行個）答申第82号）

事件名：本人の申立てに係る事案処理票の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報1」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定について、諮問庁が別紙の3に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報2」といい、本件対象保有個人情報1と併せて「本件対象保有個人情報」という。）を追加して特定し、開示決定等をすべきとしていることは妥当であり、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、処分庁の職員の氏名を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和5年1月17日付け四運総総第138号により四国運輸局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

審査請求人は特定年月日A、特定市内で特定会社の運行する路線バスを利用した際、運転手の機器操作過誤により、定められた運賃より特定金額多くICカードより差し引きされるという不利益を被った。審査請求人は同様の不利益を特定年月日Bにも受けており、抜本的な改善を特定会社に求めるため、監督官庁である国土交通省四国運輸局に相談した。そして特定会社より過剰差し引き分の返還を受けたうえで、国土交通省四国運輸局を経由して特定会社の再発防止策の報告を受けた。

その後、審査請求人は同年11月21日に国土交通省四国運輸局に対し、「特定年月日A・特定年月日C・特定年月日Dに上記請求者から四国運輸局宛に送付された、特定会社の運賃誤收受等の問題行為に関する

連絡文書について、四国運輸局内で作成・使用された記録・文書等および、四国運輸局と特定会社との間でやりとりされた記録・文書等の全て」を内容とした行政文書開示請求を行った。そして同年12月16日、国土交通省四国運輸局から審査請求人に対し下記の連絡があった。

請求文書名に請求者の氏名が記載されている場合は、「情報公開法は、何人に対しても、請求の目的を問わずに請求を認めている制度」ですので、開示請求人本人に関する情報の開示請求があった場合にも、開示請求者が誰であるかは考慮されず、誰に対しても同じ決定をしなければなりません。また今回の請求文書名のままでは、この請求文書の存在の有無を答えるだけで、請求人の個人情報（不開示情報）を開示してしまうことになるため、法8条の存否応答拒否の不開示決定を行う予定です。

ご存知のことと思いますが、情報公開制度とは別に個人情報保護制度というものがあります。請求者様ご本人が個人情報保護制度においてご請求いただいた場合は、同じ請求内容であっても情報公開とは判断基準が異なる場合があります。このまま情報公開制度におけるご請求はご継続されますでしょうか？

その為、審査請求人は同年12月18日、国土交通省四国運輸局に対し、本件請求保有個人情報の開示請求を行った。

しかし、令和5年1月17日に部分開示となった内容は、国土交通省四国運輸局と特定会社の間でやりとりされた文書は一切開示されず、国土交通省四国運輸局が作成した事案処理表のみ開示され、しかも大部分が黒塗りされたものであった。

この件に際し、国土交通省四国運輸局と特定会社の間でやりとりされた文書は、審査請求人が不利益を被った事に対し、その解決及び再発防止を目的として行われたものであり、不利益を被った審査請求人に対し一部非開示とするのは、本来の文書作成および取得目的を逸脱しており、当該事務の適正な遂行が行われているとは言えず、非開示となるのは不当である。また、特定会社から審査請求人に対し返還された運賃は、特定会社から現金書留にて送付され、特定会社の担当者氏名も記載されていた。その上で事案処理表に記載された特定会社の担当者氏名を非開示とすることは無意味であり、なおかつ今回の解決及び再発防止を目的として正しく業務が遂行されたかを、審査請求人が確認することが出来ず、不当である。

よって、該当する保有個人情報については、全面開示をする事を求める。

## (2) 意見書

この件に関して、国土交通省から出された理由説明書を確認した所、ほとんどの項目において問題点が指摘され、原処分の内容を大幅に変更する意図がある事が読み取れる。

よって、この理由説明書に完全に沿った形で開示が行われるのならば、ほぼ問題は無いと考えられる。

しかし、四国運輸局が何故当初からこのような法に沿った正しい判断が出来なかったかは甚だ疑問であり、遺憾である。よって何故このような誤った判断が行われたかは検証されるべきであると考えます。

## 第3 諮問庁の説明の要旨

### 1 本件審査請求について

(1) 審査請求人は、令和4年12月18日付けで、法に基づき、処分庁に対し、本件請求保有個人情報の開示請求を行った。

(2) 本件開示請求に対し、処分庁は、令和5年1月17日付け四運総総第138号「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」により、本件対象保有個人情報1について、法78条2号、同条3号イ及び同条7号柱書きに該当する情報を不開示とする部分開示決定（以下「原処分」という。）を行った。

(3) これを受けて、審査請求人は、令和5年2月12日付けで、国土交通大臣に対し、原処分の取消しを求めて本件審査請求を提起した。

### 2 審査請求人の主張

上記第2の2のとおり。

### 3 原処分に対する諮問庁の考え方

(1) 処分庁は法82条1項の規定に基づき、処理票を部分開示している。

処理票は、開示請求における「四国運輸局内で作成・使用された記録・文書等」として開示されたものと考えられるところ、以下、一部不開示について、その法令上の根拠とともに、判断の妥当性について、論じる。

ア 開示請求人以外の氏名等について、原処分においては、「法78条2号に規定する開示請求人以外の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものに該当するため不開示とする」としている。

法78条2号は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものは開示する保有個人情報から除くことが規定されている。ただし、「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」及び「個人が公務員である場合、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるとき

は、当該情報のうち、公務員の職及び職務遂行の内容に係る部分」は除外されており、不開示とすることができない。この点について、国土交通省の保有する個人情報の開示請求等に係る審査基準（以下「国交省審査基準」という）4条二（3）においては、「例えば、人事異動の官報への掲載その他行政機関等により職名と氏名とを公表する慣行がある場合、行政機関等により作成され、又は行政機関等が公にする意思をもって（あるいは公にされることを前提に）提供した情報を基に作成され、現に一般に販売されている職員録に職と氏名とが掲載されている場合等は、「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている」場合に該当する。」と規定している。

原処分においては、「開示請求者以外の氏名等」が、法78条2号に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものに該当するとして、一部不開示の対象となっているが、処分庁の職員の氏名のうち、書店で購入が可能である国土交通省職員録に収録されているものについては、慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報に該当すると考えられることから、判断が妥当とは言い難い。

イ 事業者の対応について、原処分においては、「法78条3号の法人等に関する情報であり、同号イに規定する、開示することにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当するため不開示とする」としている。

法78条3号は、法人その他の団体に関する情報であって、開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものは、開示する保有個人情報から除くことが規定されている。

原処分においては、特定会社の権利、競争上地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとして一部不開示の対象となっているが、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない事項についても不開示とされていることから判断が妥当とは言い難い点がある。

ウ 処分庁内部での協議については、「法78条7号柱書きに規定する国の機関が行う事務に関する情報であり、開示することにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当するため不開示とする」としている。

法78条7号柱書きには、国が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものは開示する保有

個人情報から除くことが規定されている。国交省審査基準4条七イにおいて、「『当該事務又は事業の性質』とは、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断するとの趣旨である。」「『適正な遂行に支障を及ぼすおそれ』とは、恣意的判断を許容する趣旨ではなく、各規定の要件の該当性は客観的に判断される必要があり、また、事務又は事業の根拠となる規定・趣旨に照らし、個人の権利利益を保護する観点の開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での『適正な遂行』といえるものであることが求められる。」「『支障』の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、『おそれ』の程度も単なる可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性があると認められるかどうかにより判断する。」と規定している。

原処分においては、「当局内部での協議」が、法78条7号柱書きに規定する国の機関が行う事務に関する情報であり、開示することにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして、一部不開示の対象となっているが、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないと考えられることから判断が妥当とは言い難い。

- (2) また、開示請求においては、「四国運輸局と特定会社との間でやりとりされた記録・文書等」について開示の請求がなされている。

法81条には「開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定されている。原処分においては、請求人が求める「四国運輸局と特定会社との間でやりとりされた記録・文書等」に関しての存否は記載されておらず、仮に存否を明らかにしないで、当該請求を拒否する場合であったとしても、保有個人情報の存否を答えることにより、どのような不開示情報を開示することになるかをできる限り具体的に提示する必要があるところ、原処分には処分庁と特定会社の間でやりとりされた文書の存否を明らかにしないことについて具体的理由の提示も行っていないため、妥当であるとは言い難い。

なお、(1)により、処理票における「指導文書を手交」及び「再発防止策について書面にて報告を受ける」がそれぞれ開示されることから、これらに該当する文書については、開示すべきものと考えられる。なお、開示にあたっては、個人情報の保護に関する法律に基づき開示する内容を決定することとなる。

(3) 以上より、審査請求人の全面開示の主張は認められないものの、原処分について一部変更すべき点が存在する。

(4) 本件審査請求に係る原処分のうち、「四国運輸局内で作成・使用された記録・文書等」については、一部不開示とした部分を別表の4欄に掲げる部分に変更し、「四国運輸局と特定会社との間でやりとりされた記録・文書等」については、個人情報の保護に関する法律に基づき開示することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |           |                    |
|---|-----------|--------------------|
| ① | 令和5年5月23日 | 諮問の受理              |
| ② | 同日        | 諮問庁から理由説明書を收受      |
| ③ | 同年6月8日    | 審議                 |
| ④ | 同年7月3日    | 審査請求人から意見書を收受      |
| ⑤ | 同年9月14日   | 本件対象保有個人情報1の見分及び審議 |
| ⑥ | 同月28日     | 審議                 |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報1を特定し、その一部を法78条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、本件対象保有個人情報1の外にも特定すべき保有個人情報が存在するはずであり、本件対象保有個人情報1の不開示部分は開示すべきであるとして原処分の取消しを求めていると解されるころ、諮問庁は、本件対象保有個人情報2を追加して特定すべきであり、本件対象保有個人情報1の不開示部分のうち、別表の3欄に掲げる部分は開示し、別表の4欄に掲げる部分（以下「不開示維持部分」という。）については不開示を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報1の見分結果を踏まえ、本件対象保有個人情報の特定の妥当性及び不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

##### 2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 処分庁は、本件開示請求において、別紙の3に掲げる文書は、本件請求保有個人情報記録された文書ではないとし、不開示とした。諮問庁としては、当該文書には審査請求人を指す記載が含まれ、保有個人情報に該当し、本件開示請求の対象であることから、当該文書に記録された本件対象保有個人情報2を追加して特定し、開示決定等すべきと考える。

イ また、別紙２及び別紙３に掲げる文書以外に本件請求保有個人情報  
が記録されている文書は保有していない。念のため、四国運輸局内  
において、改めて執務室及び書庫等を探索したが、該当する文書の存在  
は確認できなかった。

(２) 以下、検討する。

当審査会において、諮問書に添付されている別紙３に掲げる文書を確  
認したところ、当該文書は、四国運輸局と特定会社との間でやり取りさ  
れた、本件対象保有個人情報２が記録された文書に当たり、本件請求保  
有個人情報に該当するとする諮問庁の説明は首肯できる。また、本件対  
象保有個人情報の外に、開示請求の対象として特定すべき保有個人情  
報は保有していないとする上記諮問庁の説明に、特段不自然・不合理な点  
があるとはいえず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、諮問庁が本件対象保有個人情報２を追加して特定し、新  
たに開示決定等をすべきとしていることは、妥当である。

3 不開示維持部分の不開示情報該当性について

(１) 本件対象保有個人情報１を見分したところ、不開示維持部分は、当該  
事案に係る各対応を行った特定会社の役職員の氏名、処分庁の職員の氏  
名、及び事業者の対応の一部が記載されている部分であると認められる。

(２) 当審査会事務局職員をして不開示を維持する理由について改めて確認  
させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 特定会社の役職員の氏名については、審査請求人に対して明らかに  
はされておらず、法７８条２号に規定する開示請求者以外の個人に関  
する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することがで  
きるものに該当すると認められるため、不開示とすることが妥当であ  
る。

イ 処分庁の職員の氏名のうち、一般で販売されている国土交通省職員  
録に氏名が収録されていないものについては、「慣行として開示請求  
者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に当たら  
ず、法７８条２号に該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 事業者の対応の一部については、本件以外の事案に係る特定会社の  
ネガティブ情報が記載されており、風評被害が起きる可能性を否定で  
きないことから、開示することにより、特定会社の権利、競争上の地  
位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、法７８  
条３号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(３) 以下、検討する。

ア 特定会社の役職員の氏名については、審査請求人（開示請求者）以  
外の個人の氏名であることから、法７８条２号本文前段に規定する  
開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特

定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

次に法78条2号ただし書について検討すると、当該対応を行った特定会社の役職員の氏名は、一般に公にされているものではないとする諮問庁の説明を覆すに足る事情は認められないことから、同号ただし書イには該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該氏名は個人識別部分であることから、法79条2項の部分開示の余地もない。したがって、当該不開示部分は、法78条2号に該当し、不開示とすることは妥当である。

イ 処分庁の職員の氏名については、上記アと同様に、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるが、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）によると、職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名については、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、公にするものとするとしている。処分庁の職員の氏名は、職務遂行に係る情報に含まれると解され、また、公にすることで、その権利利益を害する等、特段の支障が生じるおそれがあるとするべき事情は認められず、法78条2号ただし書イに該当すると認められる。したがって、当該部分は、開示すべきである。

ウ 事業者の対応の一部については、上記(2)ウの諮問庁の説明は否定し難く、法78条3号イに該当し、不開示とすることは妥当である。

#### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求に対し、本件対象保有個人情報1を特定し、その一部を法78条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が本件対象保有個人情報2を追加して特定し、開示決定等をすべきとしていることについては、四国運輸局において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報2を追加して特定し、開示決定等をすべきとしていることは妥当であり、本件対象保有個人情報1につき、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、処分庁の職員の氏名を除く部分は、同条2号及び3号イに該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であるが、処分庁の職員の氏名は、同条2号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之、委員 石川千晶、委員 磯部 哲



## 別紙

### 1 本件請求保有個人情報

特定年月日A・特定年月日C・特定年月日Dに上記請求者から四国運輸局宛に送付された，特定会社の運賃誤収受等の問題行為に関する連絡文書について，四国運輸局内で作成・使用された記録・文書等および，四国運輸局と特定会社との間でやりとりされた記録・文書等の全て

### 2 本件対象保有個人情報1が記録された文書 事案処理票

### 3 本件対象保有個人情報2が記録された文書

- ・四国運輸局特定運輸支局からの指導文書（令和4年11月8日付）
- ・特定会社からの報告文書（令和4年11月17日付）

## 別表

1 頁番号	2 不開示とした部分	3 諮問庁が開示すべきとする部分	4 不開示維持部分
1 頁	7 行目 1 文字目 ないし 8 文字 目， 7 行目 1 8 文字目ないし 3 8 文字目	7 行目 1 文字目 ないし 4 文字 目， 7 行目 7 文 字目及び 8 文字 目， 7 行目 2 8 文字目ないし 3 8 文字目	7 行目 5 文字目 及び 6 文字目， 7 行目 1 8 文字 目ないし 2 7 文 字目
1 頁	9 行目 1 文字目 ないし 1 3 文字 目， 1 0 行目 3 文字目ないし 3 0 文字目	9 行目 3 文字目 ないし 5 文字 目， 9 行目 8 文 字目ないし 1 3 文字目， 1 0 行 目 3 文字目ない し 3 0 文字目	9 行目 1 文字目 及び 2 文字目， 9 行目 6 文字目 及び 7 文字目

1 頁	1 2 行目 1 文字目ないし 8 文字目, 1 2 行目 1 3 文字目ないし 1 3 行目 1 9 文字目, 1 3 行目 2 6 文字目ないし 1 4 行目 2 8 文字目, 1 4 行目 3 3 文字目及び 3 4 文字目, 1 4 行目 3 7 文字目ないし 3 9 文字目, 1 4 行目 4 1 文字目ないし 1 5 行目 2 2 文字目	1 2 行目 3 文字目ないし 8 文字目, 1 2 行目 1 3 文字目ないし 3 2 文字目, 1 2 行目 3 5 文字目ないし 1 3 行目 1 9 文字目, 1 3 行目 2 6 文字目ないし 1 4 行目 2 8 文字目, 1 4 行目 3 9 文字目, 1 4 行目 4 1 文字目ないし 1 5 行目 2 2 文字目	1 2 行目 1 文字目及び 2 文字目, 1 2 行目 3 3 文字目及び 3 4 文字目, 1 4 行目 3 3 文字目及び 3 4 文字目, 1 4 行目 3 7 文字目及び 3 8 文字目
1 頁	1 7 行目 1 文字目ないし 2 3 文字目	1 7 行目 3 文字目ないし 5 文字目, 1 7 行目 8 文字目ないし 2 3 文字目	1 7 行目 1 文字目及び 2 文字目, 1 7 行目 6 文字目及び 7 文字目
1 頁	1 9 行目 1 0 文字目ないし 2 8 文字目, 1 9 行目 3 4 文字目及び 3 5 文字目, 1 9 行目 3 8 文字目ないし 2 0 行目 1 2 文字目, 2 1 行目	1 9 行目 2 1 文字目及び 2 2 文字目, 1 9 行目 2 5 文字目ないし 同 2 8 文字目, 1 9 行目 3 8 文字目ないし 2 0 行目 1 2 文字目, 2 1 行目	1 9 行目 1 0 文字目ないし 2 0 文字目, 1 9 行目 2 3 文字目及び 2 4 文字目, 1 9 行目 3 4 文字目及び 3 5 文字目
1 頁	2 5 行目 1 文字目ないし 9 文字目	2 5 行目 1 文字目ないし 6 文字目, 2 5 行目 9 文字目	2 5 行目 7 文字目及び 8 文字目

2 頁	2 行目 1 文字目 ないし 1 0 文字 目, 2 行目 1 6 文字目ないし 2 2 文字目, 2 行 目 2 5 文字目な いし 4 0 文字目	2 行目 3 文字目 及び 4 文字目, 2 行目 7 文字目 ないし 1 0 文字 目, 2 行目 1 6 文字目ないし 2 0 文字目, 2 行 目 2 5 文字目な いし 4 0 文字目	2 行目 1 文字目 及び 2 文字目, 2 行目 5 文字目 及び 6 文字目, 2 行目 2 1 文字 目及び 2 2 文字 目
2 頁	4 行目 1 文字目 ないし 1 0 文字 目, 4 行目 1 6 文字目ないし 2 2 文字目, 4 行 目 2 5 文字目な いし 5 行目 1 文 字目	4 行目 3 文字目 及び 4 文字目, 4 行目 7 文字目 ないし 1 0 文字 目, 4 行目 1 6 文字目ないし 2 0 文字目, 4 行 目 3 2 文字目な いし 5 行目 1 文 字目	4 行目 1 文字目 及び 2 文字目, 4 行目 5 文字目 及び 6 文字目, 4 行目 2 1 文字 目及び 2 2 文字 目, 4 行目 2 5 文字目ないし 3 1 文字目
2 頁	7 行目 1 文字目 ないし 2 2 文字 目, 7 行目 2 8 文字目ないし 3 9 文字目, 7 行 目 4 2 文字目な いし 8 行目 3 文 字目, 8 行目 6 文字目ないし 8 文字目, 8 行目 1 0 文字目ない し 9 行目 1 文字 目	7 行目 1 1 文字 目及び 1 2 文字 目, 7 行目 1 5 文字目及び 1 6 文字目, 7 行目 1 9 文字目ない し 2 2 文字目, 7 行目 2 8 文字 目ないし 3 7 文 字目, 7 行目 4 2 文字目ないし 8 行目 3 文字 目, 8 行目 8 文 字目, 8 行目 1 0 文字目ないし 9 行目 1 文字目	7 行目 1 文字目 ないし 1 0 文字 目, 7 行目 1 3 文字目及び 1 4 文字目, 7 行目 1 7 文字目及び 1 8 文字目, 7 行目 3 8 文字目 及び 3 9 文字 目, 8 行目 6 文 字目及び 7 文字 目

2 頁	1 1 行目 1 文字目ないし 3 8 文字目, 1 2 行目 3 文字目ないし 1 4 文字目, 1 2 行目 1 7 文字目ないし 3 7 文字目	1 1 行目 1 4 文字目及び 1 5 文字目, 1 1 行目 1 8 文字目及び 1 9 文字目, 1 1 行目 3 1 文字目及び 3 2 文字目, 1 1 行目 3 5 文字目ないし 3 8 文字目, 1 2 行目 3 文字目ないし 1 2 文字目, 1 2 行目 1 7 文字目ないし 3 7 文字目	1 1 行目 1 文字目ないし 1 3 文字目, 1 1 行目 1 6 文字目及び 1 7 文字目, 1 1 行目 2 0 文字目ないし 3 0 文字目, 1 1 行目 3 3 文字目及び 3 4 文字目, 1 2 行目 1 3 文字目及び 1 4 文字目
2 頁	1 4 行目 1 文字目ないし 1 0 文字目, 1 4 行目 1 6 文字目ないし 2 2 文字目, 1 4 行目 2 5 文字目ないし 4 1 文字目	1 4 行目 3 文字目及び 4 文字目, 1 4 行目 7 文字目ないし 1 0 文字目, 1 4 行目 1 6 文字目ないし 2 0 文字目, 1 4 行目 2 5 文字目ないし 4 1 文字目	1 4 行目 1 文字目及び 2 文字目, 1 4 行目 5 文字目及び 6 文字目, 1 4 行目 2 1 文字目及び 2 2 文字目
2 頁	1 6 行目 1 文字目ないし 1 0 文字目, 1 6 行目 1 6 文字目ないし 2 2 文字目, 1 6 行目 2 5 文字目ないし 1 7 行目 3 文字目	1 6 行目 3 文字目及び 4 文字目, 1 6 行目 7 文字目ないし 1 0 文字目, 1 6 行目 1 6 文字目ないし 2 0 文字目, 1 6 行目 2 5 文字目ないし 1 7 行目 3 文字目	1 6 行目 1 文字目及び 2 文字目, 1 6 行目 5 文字目及び 6 文字目, 1 6 行目 2 1 文字目及び 2 2 文字目

2 頁	2 3 行目 1 文字 目ないし 6 文字 目	2 3 行目 1 文字 目ないし 6 文字 目	なし
-----	-------------------------------	-------------------------------	----